

2008年11月28日

組合員各位

交通局バス運転手 早期退職募集要項について

日頃より、組合活動にご協力いただき感謝を申し上げます。

さて、平成20年11月付で交通局が標記の件について、全営業所に掲示などを行いました。

この早期退職募集の根拠が「平均乗務時間を引き上げ、仕業を16%程度削減に伴う余剰人員抑制」となっています。

組合は、こうした人員削減合理化の提案も交通局より受けていません。

また、市営交通5か年経営プランを踏まえた「市営交通事業の存続に向けた取組(平均乗務時分を370分+60分程度など)」については、現在、神奈川県労働委員会へ不当労働行為救済申立と併せて「実効確保の措置勧告の申立(労働条件変更等に該当する部分を強行してはならないこと。)」にもかかわらず、組合との協議・合意なしに強行しようとする行為事態、憲法違反の不当労働行為です。

組合は、早急に交通局長池田輝政に対し、抗議と共に、即座に早期退職の募集を中止するよう、申し入れます。

組合員の皆様におかれましては、組合の判断・説明が行われるまで、慎重な対応をお願いいたします。

横浜交通労働組合